

宿泊旅行(国内)利用者・補助金支給申請書

東京土建国民健康保険組合 理事長 殿

支給は年度内(4月1日～翌年3月31日)1人1回

下記の通り申請します。支給される補助金は、先に届けたゆうちょ銀行総合口座に振り込んでください。

①保険証を確認し、申請してください。

※ 同じ世帯でも、記号番号が異なることがあります。記号番号が異なる場合は別々に申請してください。

1) 組合員本人の記号番号を記入し、氏名を記名・押印または署名してください。

記号	91 —	番号		組合員氏名	㊟
----	------	----	--	-------	---

2) 今回申請する宿泊日・宿泊施設の名称を記入してください。

宿泊日	平成	年	月	日	宿泊施設名
-----	----	---	---	---	-------

3) 今回申請する宿泊者の氏名を記入してください。

	氏名	支給区分			備考
		—	高	不	
本人	東京土建国保に 加入している人のみ				
家族					
		人	人	人	

②宿泊施設の証明を受けてください。

施設証明欄	当施設に宿泊したことを証明します。	㊟
-------	-------------------	---

* 宿泊施設各位：お手数ですが、当国保組合の被保険者の利用に際し、施設の名称、宿泊日につきまして、貴施設の証明をくださいますよう、ご協力をお願いいたします。

注意事項

- ① 毎月25日までに当国保組合に到着した申請を翌月の21日（休日の場合は翌営業日）に振り込みします。申請書は所属の支部へ提出してください。
- ② この補助金は、東京土建国保組合の被保険者（組合員・家族）を対象としています。
- ③ 年度内(4月1日～翌年3月31日)に1人1回、宿泊した日の年齢を基準として65歳以上の組合員・家族に5,000円、65歳未満の組合員・家族に3,000円を支給します。
- ④ 施設の証明がない場合は、宿泊施設が発行した宛名が宿泊した被保険者（組合員・家族）の領収書の原本で、宿泊日と宿泊人数の記載のあるものを添付してください。
※この条件を満たさない領収書では受付できません。
- ⑤ 宿泊した日の翌日から2年を経過すると時効となり、補助金の支給が受けられません。
- ⑥ 支給基準は利用年度の規程が適用されます。

補助金支給額		,000 円
--------	--	--------

支部受付	国保受付

資格	入力	確認

	課長	係長
決裁		